

58. 掘兼の井戸が物語るもの (1)

(1) はじめに

掘兼井と称する井戸、すなわち一般に言うマイマイズ井戸と同じように挿鉢状に穴を掘り、その底から地下水面まで垂直に穴をあけるといった構造の井戸があるのは埼玉県狭山市の掘兼^{脚注1)}というところである。この付近は図1にあるように、旧鎌倉街道が通り、その枝道も合せて古代より交通の要衝であったことが分かる。文献や伝承によれば旅人の喉を潤すためにも重要な役割を担っていたとのことである。

驚くことに平安時代の昔に、清少納言が枕草子で『井はほりかねの井。玉ノ井、走井は逢坂なるがおかしきなり。』と記している。彼女がこの地に来たとは考えられないが、当時その噂を都で聞いたことは充分考えられる。また平安時代後期の歌人源俊成もこの井戸のことを歌に残している。筆者が想像するに、水が豊富な京都盆地の都人(みやこびと)にとっては、“水の得難さ”を“ほりかね”、“また”逃げ水“と表現して、そのまま地名に残ったこの現象を奇異に感じて、話題にしたことは充分考えられる。

このように大昔から知られていた掘兼井が実際にどこにあったのかは不明の点が多い。この地域には、堀難井、逃水、本掘、水久保、井戸山、水押といったように、謂れは措くとして水の存在に繋がる地名があり、水との関わりと言う点では、地域的に限定された場所ではなく、ある広がりをもっていると考えた方が良い。実際掘兼井と同じような構造の井戸は他にも何か所もあったとする考証も昔からある。

しかし現在の狭山市掘兼というところにある掘兼神社の境内の井戸が昔日より掘兼井そのものとされてきている。その論拠になっているのが井戸の傍らにある石碑(写真1)である。

その石碑は、江戸時代の宝永5年(1708)に川越城主の秋元喬知(あきもと たかとも)によって建立されたもので、以来これを以てこの井戸を掘兼井とする根拠となってきたようである。その碑文は『此凹形之地所謂掘兼井之蹟也恐久而遂失其處因以石井欄置^{脚注2)}中削碑而建其傍併以備後監』と読める。その意味するところは、「この窪地は所謂掘兼井の遺構である。このまま放置すればいずれは消失するので、それを防ぐために石柵で囲い、碑を建てて後世に遺すことにした」ということであろう。しかし、碑文の最後に『里語掘而難得水故云介以兼通難未知只從俗耳』との但し書きともいえる一文が添えられている。その意味するところは、“里の言葉でいう掘兼とは掘難い、のことである。なお以上は俗耳に従ったもので詳しいことは分からない”と読み取れる。

古書によると、この地には『七曲井(後述)のほか比丘尼井という古井の跡が北



写真1 掘兼井の傍らに立つ石碑

脚注1：地名では“掘兼”となっているが井戸の謂れなど古文書や歌などでは“掘兼”となっている。

以下の記述でもこれに従う。

脚注2：窪地のこと

入曾村に三箇所あって何れも掘兼井と唱えり。』とあり、また他に『今伝うるは、当郡はもとより、他の郡にも掘兼の井跡と称する井あまたありて、何れを実跡とも定めがたし。』ともある。このように掘兼井にはなお考証の余地がありそうである^{脚注1)}。



図1 鎌倉街道に建つ案内板

(2) 掘兼井戸

上述のようになお不明の点があるにしても、ここでは掘兼神社に現存する井戸を中心に話を進める。

その井戸は図2-1^{脚注2)}のように、図1の鎌倉街道の枝道ともいえるところにある掘兼神社の境内にある。井戸のそばには埼玉県教育委員会と狭山市教育委員会による案内板が建てられている(写真2)。次々ページにある資料はそれを読みやすいように書き直して転載したものである。



写真2 掘兼井戸と案内板

脚注1：ネット上での検索によれば鎌倉街道沿いの狭山市堀兼 2332 には八軒家之井（長径 16.5m・短径 14.5m・深さ 3m）もあり、掘られた時期は特定されていないが、掘兼井と同一の性格・構造を有する井戸と見られている。さらに狭山市堀兼・入曾地区には江戸時代にこのような井戸が計 14（堀兼 7、堀兼新田 2、北入曾 3、南入曾 2）あったと伝わっている。

脚注2：図2-1に添えてほぼ同じ範囲の立体斜度図を添えておく。これは国土地理院の5mメッシュDEMから得られる傾斜度を濃淡であらわし、アナグリフ表示したものである。掘兼井戸も後に述べる七曲井戸も不老川がつくった崖線で限られた低地に位置していることに注目すること。



図 2-1 不老川とその周辺

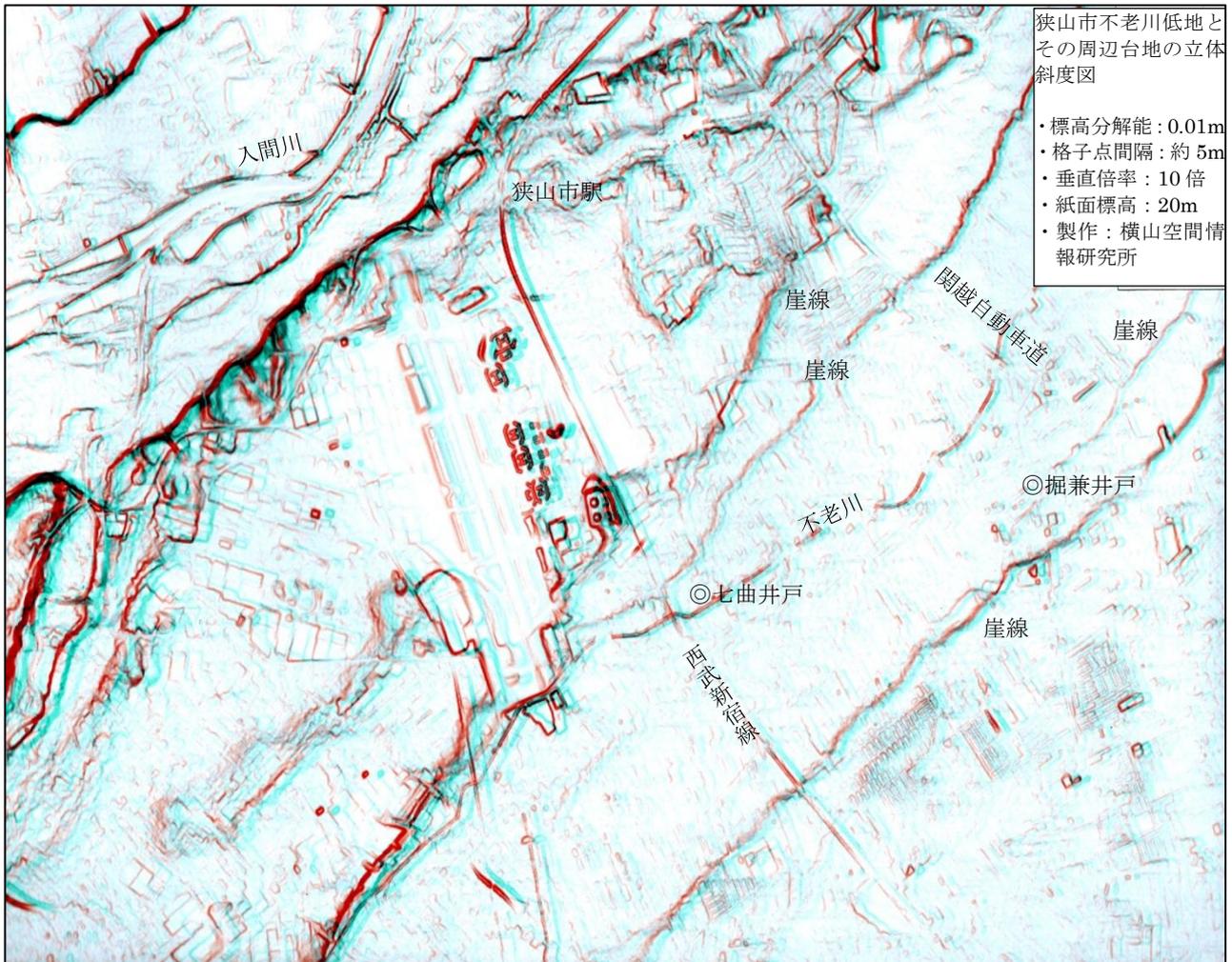


図 2-2 立体斜度図 (赤青メガネ  を使用のこと)

堀兼の井

県指定文化財

旧跡

所在地 狭山市堀兼 二二二〇堀兼神社
指定年月日 昭和三十六年九月一日

「武蔵野の堀兼の井もあるものをうれしく水の近づきにけり」千載集、藤原俊成（一一四—一二〇四）という歌にもあるように、堀兼の井は古くから書物に現れ非常に有名なものです。しかし、武蔵野には、数多くの堀兼井と称されるものがあつたと推定され、この堀兼神社境内にある「堀兼井」が古くから言われている「堀兼井」かどうかわかりません。しかし、江戸時代から史跡として知られた場所であつたことは間違いない、宝永戊子年（一七〇八）の「堀兼井碑」や、天保十三年（一八四二）の碑も現存しています。

この井の形態や使用法は入曽の七曲井と同様と考えられ、昔は重要な役割を持っていたと思われます。
藤原俊成の歌のほかにつきぎのような歌もみられます。

あさからす思へはこそはほのめかせ

堀兼の井のつましき身を

俊頼集 源 俊頼（一〇五五—一一二九）

くみてしる人もありなん自づから

堀兼の井のそのころを

山家集 西行法師（一一一八—一一九〇）

いまやわれ浅き心をわすれみす

いつ堀兼の井筒なるらん

拾玉集 慈円（一一五五—一二二五）



平成二年三月



埼玉県教育委員会
狭山市教育委員会

面白いことに堀兼井戸は不老川が流れる河岸低地に位置している。この低地の幅はこのあたりで 1,000m 以上に達し、上流は青梅市に至る。つまり古多摩川がつくった堆積平野である。その特徴は 5m メッシュ DEM でつくった図 3 の詳細な等高線図によく表現されている。短冊状の谷とその兩岸の自然堤防といえる地形の高まりの対応が見事である。

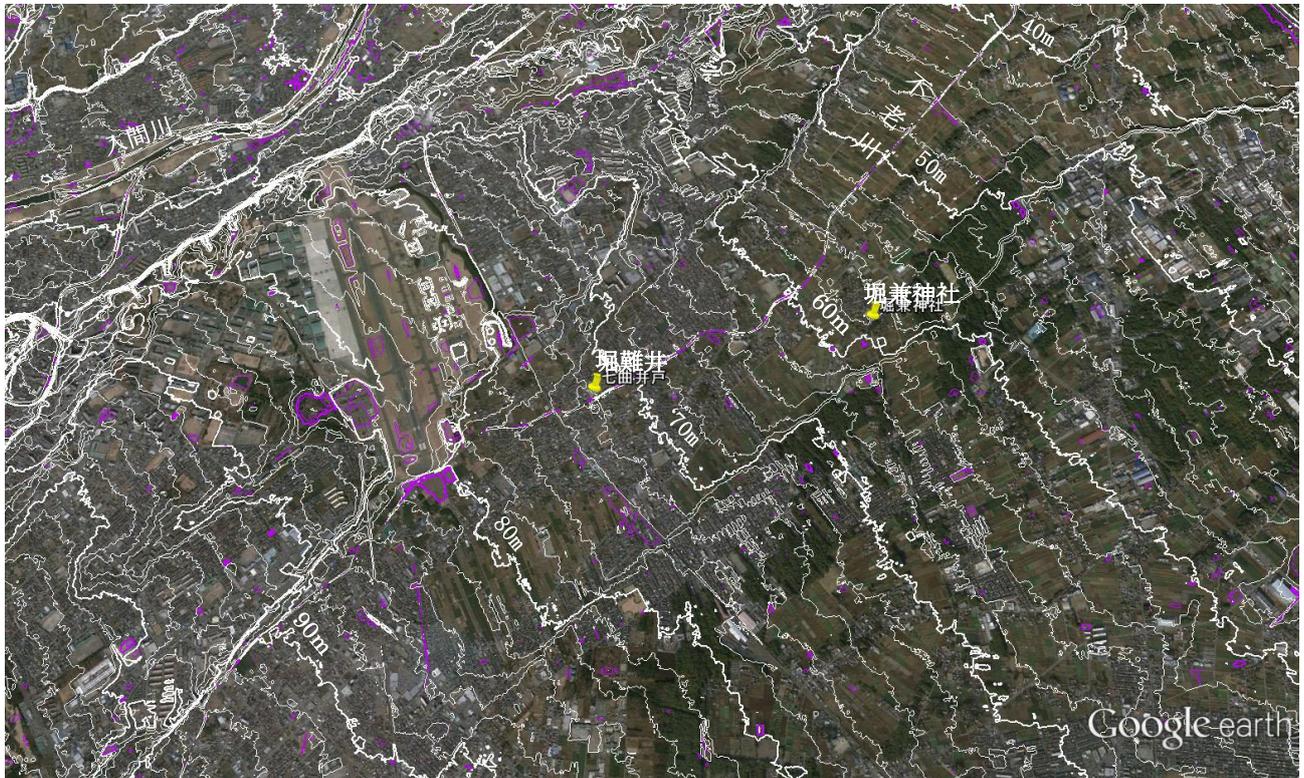


図 3 5m メッシュ DEM による等高線図

堀兼神社付近の不老川は写真 3 のように河床勾配は比較的急で水量も多く、河床は殆ど礫からなり、泥の堆積は殆どみられない。その礫径はいわゆる玉石と称される大きさで、礫の分類では Cobble に相当するが中には人頭大のものもある。

以上に関しては他の資料を併せて最後に考察する。なお参考として、写真 4 に堀兼神社の森を南から北に望んだ風景、写真 5 に堀兼神社の境内、写真 6 に堀兼井に添えて、埼玉県と狭山市による案内板を引用しておく。心做しか、井戸も御神体の一部という雰囲気を感じられる。



写真 3 堀兼神社付近の不老川



写真4 堀兼神社の森を望む(右手前は崖線)



写真5 堀兼神社



写真6 堀兼井

(3) 七曲井戸

この井戸は狭山市大字北入曾小字堀難井の鎌倉街道沿いに建つ常泉寺観音堂の境内に残る(写真7, 8)。名称の由来は、次ページの埼玉県、狭山市による案内板のように播鉢のように掘られた穴の斜面に小みちが七曲りに曲がって井戸枠に続いていることによる。

掘られた時期は不明で、古代から存在していたものと見られ、日本武尊によって造られたという伝説も残っている。

確かなものとされているのは、平安時代前期に武蔵国府によって掘られたという説である。すなわち、東山道武蔵路^{脚注1)}の枝道である入間路にあたる鎌倉街道沿い、不老川の河岸にあり、かつては旅行者などにより使用されたものと見られる。なおこれは江戸時代に至るまでその役割を果たしていたということである。この井戸がある上述の場所は、今日では「ほりがたい」と呼ばれているが、昔は「ほりかねい」と称したという。水を得ることの難しさがそのまま現在の地名に残った訳である^{脚注2)}。

狭 埼
山 玉
市 県

昭和六十年三月

堀兼神社の祭神は木花咲耶姫命で、合祀神として大山咋命外五神を祀る。社伝によると、景行天皇の四十年に日本武尊が東北のえぞ征伐の帰途この地に立ち寄ったところ、土地の人々が旱害に苦しんでいるのを見て、富士山に祈願したら、たちまち清水が湧きだした。そこで土地の人がこのゆかりの地に浅間神社を創建したのが始まりという。

その後、江戸時代に至って慶安三年(一六五〇)、川越城主松平伊豆守信綱が深くこの神社を崇敬し、家臣の長谷川源右衛門に命じて社殿を再建させた。明治維新後は「堀兼井浅間神社」と称していたが、明治五年に村社となり、同四十年から同四十二年にかけて村内の神社十二社を合祀し、社名を現在のものに改称した。

境内にある「堀兼の井」は武蔵野の高燥台地の飲料水井戸として古くから有名であり、県指定旧跡。また、パラモミは県の天然記念物に指定されている。なお、堀兼神社の社叢は、昭和五十八年にふるさと埼玉の緑を守る条例に基づく「ふるさと森」の指定を受けている。

堀兼神社

所在地 狭山市大字堀兼二二二

脚注 1: 古代の官道の一つ。当初東山道の本道の一部であったが、のちに支路となった道。上野国・下野から武蔵国を南北方向に続き、武蔵国の国府に至る道路であった。

脚注 2: 「難」は「難(か)ぬ」であり、事をなし得ないことから、堀難は「ほりかね」と読むのが正しいとされている。

七曲井

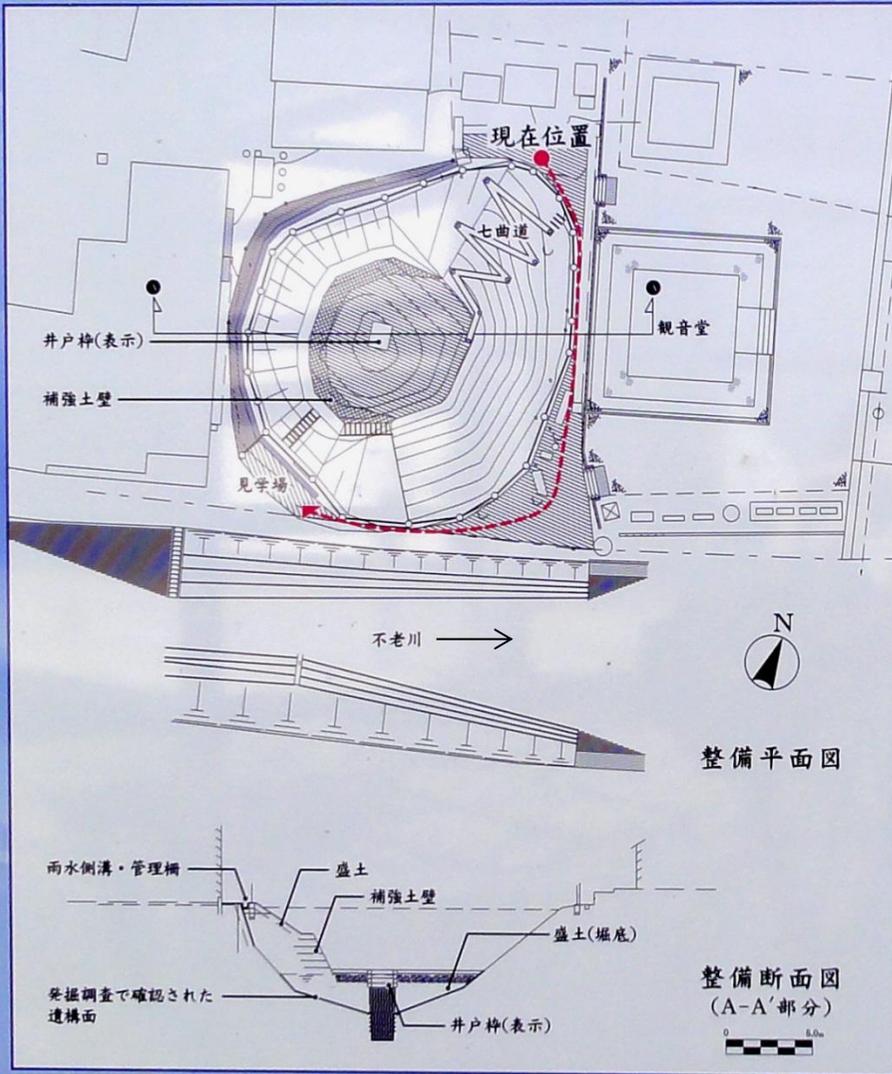
埼玉県指定史跡

所在地 狭山市北入曾1366
指定年月日 昭和24年2月22日

飲料水を得ることが困難な武蔵野台地では、豎掘り(たてほり)井戸を掘る技術が発達する近世まで、漏斗状(ろうとじょう)に掘り下げて井戸を作りました。

このような井戸の一つが七曲井(ななまがりのい)で、平安時代中頃に掘られたと考えられます。残された古文書から江戸時代まで使われていたことがわかっていきます。昭和45年に発掘調査が行われ復元されましたが、平成15年の調査で井戸内にあった石壁に崩落の危険性があることが明らかになりました。そのため、平成17・18年度に崩落防止工事を実施しました。

こちらから見えるのは、工事により積上げられた盛土です。そのため、本来の姿とは異なっています。また、道は復元してありますが、下部の回り道は湧水を防ぐ目的で埋めたため、現在は見えなくなっています。反対側の見学スペースでは、本来の井戸の法面(のりめん)がご覧になれます。案内図の位置に移動してご覧ください。



埼玉県教育委員会
狭山市教育委員会



写真 7 不老川左岸の七曲井 (上流に向かって) 写真 8 復元された七曲井 (左側に不老川が流れる)

この井戸は昭和 45 年から 48 年にかけて狭山市教育委員会によって復元整備された。その折りの詳細な記録は「七曲井―復元発掘の記録―」として残されている^{脚注)}。なおこの調査に加わった吉川國男という方が多摩信用金庫の出版になる「多摩のあゆみ」111 号の中で、その報告と共に、この井戸を取り巻く地下水環境についても考察を行っている。

さて図 5 は上記の報告書から引用したものであるが、これによると、地表から深さ 7m の挿鉢の底面から井筒の底までは約 3.5m で、計 10.5m が知り得るこの井戸の深さである。実際には井戸深はこれより深かったと推定されることから、この井戸の地下水面は地表から 10m 以上はあったものと推定される。またその位置は不老川の水面より深い。

以上からその深度までの地層は、図 5 では一連の礫層からなるように表現されているが、実際にはその間に水理的な不連続面か、地下水の活発な下向きの流れが存在するものと推察される。いずれにしてもこのような水理環境からこの井戸の掘削および維持には大変な苦労があったと思われる。本話題を収斂させる前に、当地域を含む広域の水文地質環境に目を向けてみたい。(以下次号)

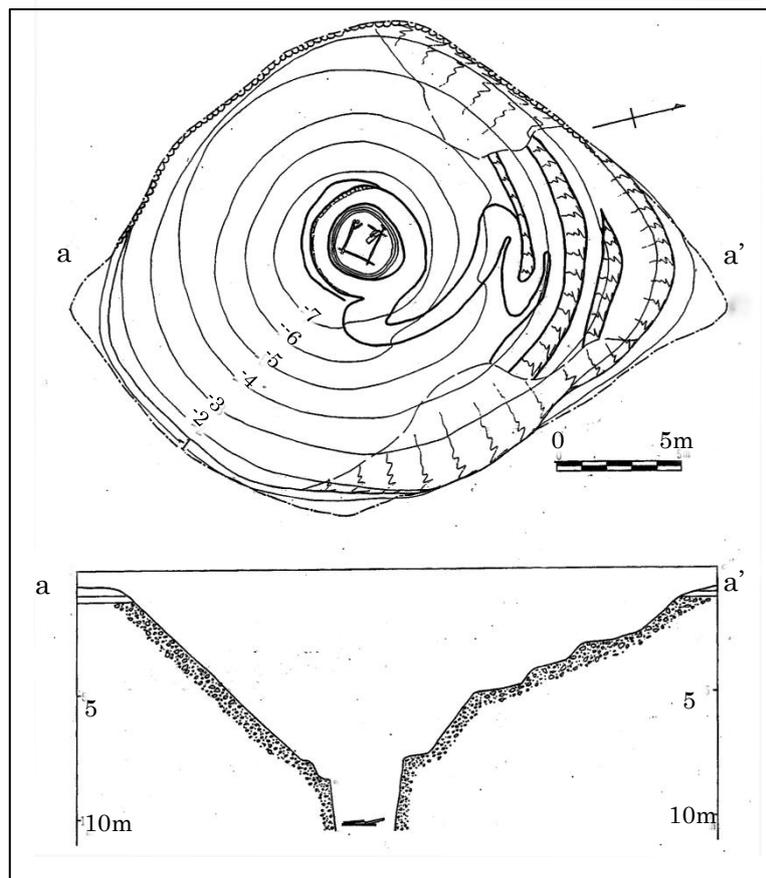


図 5 発掘後の七曲井実測図

(出典：狭山市教育委員会(1973) 七曲井―復元発掘の記録―)

脚注：狭山市中央図書館にて閲覧可能